

ニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅整備促進補助金交付要領

令和5年 4月 1日

訓令第15号

(趣旨)

第1条 この要領は、ニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅整備促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建設後10年間の家賃額)

第2条 戸当り建設費とは、補助対象経費を各戸ごと分けた額とし、共用部分の建設費については戸数で按分し、その合計の額とする。ただし、各戸ごと又は住戸部分と共用部分とを明確に分けることができない経費の場合は、面積で按分して各戸ごと又は住戸部分と共用部分ごとに算出したものとする。

2 建設後10年間の期間は、管理を開始した月から120か月目の月までとする。

(事前協議)

第3条 要綱第7条第1項に規定する事前の協議は、ニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅整備促進補助金交付認定申請に係る事前協議書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 設計計画書・付近見取図

ア 配置図（附帯施設の計画も含む。）

イ 各階平面図

ウ 平面詳細図（間取り別）

エ 立面図

オ 床面積求積表（建物全体、共用部分、住戸部分の面積が分かるもの）

カ 断面図（断熱に係る使用材料が分かるもの。）

(2) 住戸の熱損失係数計算書

(3) 補助要件適合チェックリスト

(4) 委任状（事業主以外の者が行うとき。）

(5) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の認定申請)

第4条 要綱第8条第1項に規定する認定の申請は、ニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅整備促進補助金交付認定申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 設計計画書
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図（附帯施設の計画も含む）
 - ウ 各階平面図
 - エ 平面詳細図（間取り別）
 - オ 立面図
 - カ 床面積求積表（建物全体、共用部分、住戸部分の面積が分かるもの）
 - キ 断面図（断熱及び遮音に係る使用材料が分かるもの）
- (2) 住宅の熱損失係数計算書
- (3) 補助要件適合チェックリスト
- (4) 工事請負契約書（写）（自らが施工する場合は不要）
- (5) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証（写）及び申請書（写）
- (6) 土地登記簿謄本及び借地の場合は土地の賃貸借契約書（写）又は使用貸借契約書（写）
- (7) 個人の場合は、事業者の住民票。法人の場合は、商業登記簿謄本
- (8) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (9) 建設工事見積書（補助対象経費が分かるもの）
- (10) 委任状（事業主以外の者が行うとき。）
- (11) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付認定等の通知）

第5条 町長は、要綱第8条第2項に規定する補助金の交付を認定し、又は不認定しようとするときは、当該申請を行った者に対し、ニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅整備促進補助金交付認定（不認定）通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（認定内容の変更）

第6条 認定事業者は、認定内容を変更しようとするときは、ニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅整備促進補助金認定内容変更申請書（別記様式第5号）に変更内容が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（認定内容の変更承認等の通知）

第7条 町長は、要綱第9条第2項に規定する認定内容の変更を承認し、又は不承認しようとするときは、ニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅整備促進補助金認定内容変更承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 要綱第10条第1項に規定する交付の申請は、ニセコ町環境負荷低減モデル集合

住宅整備促進補助金交付申請書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 建物の表示登記済証の写し
- (2) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- (3) 完成写真
 - ア 建物の外観（2面）
 - イ 住戸（各タイプ毎）の各居室、便所、洗面設備、浴室、屋外附帯施設（駐車場、ごみ置場、物置等）
- (4) 完成図面（変更がない場合は不要）
- (5) 階間遮音性実測調査報告書（仕様規定及び推奨仕様による場合は不要）
- (6) 気密性能試験結果報告書
- (7) 委任状（事業主以外の者が行う場合）
- (8) その他町長が必要であると認めるもの

（補助金の交付決定等の通知）

第9条 町長は、要綱第10条第2項に規定する補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、ニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅整備促進補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 要綱第10条第2項に規定による補助金の交付の決定を受けた認定事業者（以下「受給者」という。）が、要綱第11条に規定する補助金の交付を請求しようとするときは、ニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅整備促進補助金請求書（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消しの通知）

第11条 町長は、要綱第12条の規定により補助金の交付の決定を取消すときは、受給者に対し、ニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅整備促進補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、要綱第13条第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、受給者に対し、ニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅整備促進補助金返還命令書（別記様式第11号）により通知するものとする。

(新築した民間賃貸住宅の管理)

- 第13条 要綱第14条第2項の規定により取引を行おうとする者は、事前にニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅売買通知書（別記様式第12号）に当該取引に係る契約書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。
- 2 要綱第14条第3項の規定により用途の変更又は集合住宅の取り壊しのため、承認を受けようとする者は、ニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅用途変更等承認申請書（別記様式第13号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項に規定する申請を承認したときは、当該申請を行った者に対し、ニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅用途変更等承認通知書（別記様式第14号）により通知するものとする。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第11条から第13条までの規定については、この要綱が失効後もなお、その効力を有するものとする。